



令和6年度東京消防庁公募型研究



応募要領

2024年5月27日

公募型研究とは…

都民の生命を守るためには、消防隊は常に安全かつ効率的に消防活動を行わなければなりません。災害現場における消防活動は、災害の複雑多様化、都市型災害の増加により危険性や困難性を増し、消防活動部隊の安全確保の徹底がますます重要になっています。

東京消防庁（以下「当庁」という。）では、消防業務における様々な課題を効果的かつ効率よく解決するために、民間企業、大学及び研究機関等（以下「民間企業等」という。）が保有する技術、情報の力を活かすことが必要であると考えています。

この研究は、当庁と共通の領域の研究を進める民間企業等が行う調査、研究、開発に対して、消防の知見、情報及び助言（以下「知見等」という。）を提供し、その活動をサポートすることで将来の当庁の課題解決を目指すものです。

研究の種類

「積極支援型」

当庁が課題解決のために独自に実施する事業と共通する領域の研究を進める民間企業等に対し、当庁の知見等を提供することで民間企業等の研究を補助し、これにより得られた研究成果をもって、当庁の直接的な課題を解決する調査研究を「積極支援型」による研究といたします。

市場にある技術・製品を消防の求める装備品等への改良開発、消防分野の装備品等について、将来の製品化を目指した可能性調査や装備品プロトタイプの作成等の研究開発へ協力します。

応募要件

次の1及び2をすべて満たす民間企業等とします。

- 1 5ページに記載の公募テーマに関する技術等を保有していること。
- 2 次の留意事項を承諾していること。
 - ① 応募に要する費用について、当庁は負担しません。
 - ② 提出された書類等の返却はいたしませんので、ご了承ください。
 - ③ 本研究の応募を取り下げる場合は、速やかに問合せ先まで文書で連絡してください。
また、取下げにより不利益な取扱いを行うことはありません。
 - ④ 評価途中における経過等についての問合せには応じられません。
 - ⑤ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、適正に取り扱います。
 - ⑥ 本研究により得られた研究成果は、当庁が直接導入を前提としたものではありません。
 - ⑦ 採択された民間企業等は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示1号）」に基づき、研究内容について倫理審査委員会から承認を得る必要があります。

採択件数

令和6年度においては、最大3件とします。ただし、応募状況や評価結果等により、変更となる場合があります。

応募方法・登録後の流れ

①提案の募集

1 公募期間及び提出書類について

東京消防庁が抱える行政課題解決に協力いただける民間企業等は、企画提案書及び会社概要等を郵送またはメールアドレス宛に令和6年6月30日（日）までに送付してください。

(1) 企画提案書（別記様式第1号）

応募する際に、当庁の示した課題に対する研究テーマについて、具体的な研究テーマ名を設定した上で、企画提案書（以下「企画書」という。）を提出していただきます。（詳細は別紙1「企画提案書の作成要領」を参照してください。）

(2) 会社概要、組織概要

本研究に応募する民間企業等の事業概要、内容等について確認できる資料（パンフレット等でも可）、応募する民間企業の資本金、従業員数について確認できる資料*をご提出ください。

※ 決算書等の財務の健全性を確認できるもの

2 消防の知見等の提供例

- (1) 当庁の施策の方向性及びその取組み
- (2) 当庁の消防隊で使用している資器材等に関する情報
- (3) 当庁の消防隊の活動要領等に関する情報
- (4) 当庁の保有する過去の研究、検証内容に関する情報
- (5) その他、当庁の取組む課題に対する研究に関連する情報

②企画提案書の評価・民間企業等の選定

1 選定方式

選定にあたっては、企画書による評価を実施し、民間企業等を選定します。評価者は当庁職員を指定しますが、評価者や所属は開示しません。

2 評価項目及び評価基準

提出していただいた企画書について、別紙2「評価項目及び評価基準」に基づく評価の上、協力企業を選定します。

なお、評価に際し、詳細確認のためヒアリングを行うことがあります。

3 審査対象から除外するもの

- (1) 本応募要領に示す応募方法・募集期間によらず応募されたもの
- (2) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等であるもの
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他、対象提案から除外すべき事由があるもの

③企画企業との採択結果及び公表

採択結果（採択及び不採択）については、評価後に応募者に書面で通知します。

また、採択された提案は、民間企業等及び研究テーマ名について当庁ウェブサイト上にて公表します。

④提案申請書（別記様式第2号）の提出

採択された民間企業等（以下「申請者」という。）には、企画書の内容を踏まえた提案申請書を提出していただきます。（詳細は別紙3「提案申請書の作成要領」を参照してください。）

⑤契約書の作成、締結

1 契約の締結

契約内容については研究の実施に先立ち、採択されたご提案をもとに当庁と申請者の間で契約書を作成し、成立した場合に契約を締結します。

なお、当庁では、契約の締結をもって正式に研究を実施する民間企業等を決定します。

2 申請及び締結契約時期

申請者は、提案した事業の実施に向け、当庁と十分に協議、調整を行ってください。採択結果の通知後から事業の実施開始までの時期に、当庁との契約を締結してください。

契約の締結をもって研究開始となります。

3 研究期間

当庁と実施する研究期間は、原則1年間とします。ただし、実施工程上1年間より多くの期間が必要な場合には、1年間の研究終了時の審査により6ヶ月間を上限として延長できるものとします。

研究成果の取扱い等

1 研究成果の報告

申請者は、研究実施期間内において研究の進捗状況の中間報告、実施終了時の研究成果等について報告書を提出していただきます。

2 研究成果の公表等

この研究により得られた研究成果について、あらかじめ申請者の同意を得たものについて当庁ウェブサイト上にて公表します。

また、当庁への導入を確約したものではありません。将来、当庁に有益で導入可能価格の製品等が市場に流通される状態を目指しています。

3 知的財産権等の帰属

本研究において提案されたものに係る知的財産権等の権利は、原則として、提案した民間企業等に帰属するものとします。ただし、当庁のなした成果によるものと相互に認めた部分についての持分は、相互協議の上決定することとします。詳細は、当庁と申請者の間で契約書を作成時に協議し取り決めることとします。

各種様式

- ① [別記様式第1号 企画提案書](#)
- ② [別記様式第2号 提案申請書](#)
- ③ [別紙1 企画提案書の作成要領](#)
- ④ [別紙2 評価項目及び評価基準](#)
- ⑤ [別紙3 提案申請書の作成要領](#)

令和6年度研究テーマ

研究テーマ

消防活動時に使用可能な熱中症対策ウェアラブルデバイスに関する研究

課題・背景

消防職員は、熱中症の発症リスクが高い職業です。火災現場では防火衣や呼吸器等の装備を着用することで体温が衣服内に蓄熱していくのに加え、夏季においては、直射日光や火災等の輻射熱により過酷な暑熱環境下で活動しています。これまでの当庁の研究結果によると、熱中症の発症リスクを主観で判断することは困難であることが確認されました。

対策

熱中症の発症リスクを客観的に判断できるウェアラブルデバイスの活用

問合せ先

〒151-0072

東京都渋谷区幡ヶ谷1-13-20

東京消防庁 幡ヶ谷庁舎

東京消防庁 安全推進部安全技術課

担当：技術検証係（事務局）

電話：03-3466-1515（代）

E-mail： メール送付の方はアイコンをクリック

gijyutuka1@tfd.metro.tokyo.jp